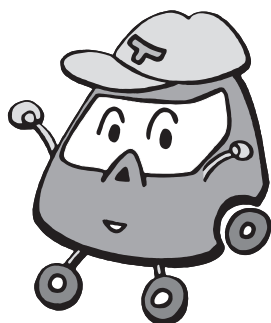


兵ト協ニュース

2011.11 No. **304**
.....



円通寺(丹波市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

（国土交通）事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について……………	1
平成23年度整備管理者選任前研修の実施について……………	2
（厚生労働）仕事応援ダイヤルについて……………	4
（全ト協）下請取引適正化推進月間について……………	6

○ 事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について……………	12
平成23年度下半期・中小企業信用保険法に基づく特例措置 （セーフティネット保証）の取扱いについて……………	15
平成23年度 自動車公害防止月間「環境キャンペーン運動」を開催します	16
交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙……………	17
第16回全国トラック運送事業者大会に参加……………	18
2011年度トラックの日イベントが開催されました……………	19

○ 陸災防のページ

平成23年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱	20
はい作業主任者技能講習会のご案内……………	25

○ 会員だより……………

○ 協会日誌……………



行政からのお知らせ



国土交通

国自安第32号

平成23年10月14日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
高速ツアーバス連絡協議会会長 殿
社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿
社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
社団法人全日本トラック協会会長 殿
社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、これまでも、事業用自動車の運転者の健康状態の確認についての徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成23年10月7日、愛知県瀬戸市において、乗客39名を乗せた貸切バスが崖から転落し、運転者が死亡、乗客2名が重傷、乗客37名が軽傷を負う重大事故が発生しました。

この事故は、当該貸切バスの運転者が、事故の直前にくも膜下出血を発症したために発生したものであることから、下記の事項について再徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

神戸運輸監理部 兵庫陸運部 公示

神兵整公示第6号

平成23年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、下記のとおり実施する。

平成23年10月11日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者（整備士の資格を有さない方）

2. 研修内容

- （1）整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- （2）整備管理者の業務、権限に関する事項
- （3）点検・整備の方法に関する事項
- （4）整備管理者の関係法令に関する事項
- （5）その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び実施場所 下半期（11月～3月）

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成23年11月22日（火） 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館（5階） 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成23年11月15日（火）
平成23年11月25日（金） 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館（2階） 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成23年11月18日（金）
平成23年12月9日（金） 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館（5階） 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成23年12月2日（金）
平成24年1月13日（金） 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館（2階） 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成24年1月6日（金）
平成24年2月17日（金） 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館（5階） 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成24年2月10日（金）

4. 注意事項

- （1）当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- （2）研修開始30分前より受付を開始します。
- （3）研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- （4）予約は、実施日の1月前よりファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- （5）研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- （6）ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部 兵庫陸運部整備部門

住所：神戸市東灘区魚崎浜町34-2

T E L : 078 (453) 1103 F A X : 078 (431) 8761

整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修
(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開催日：平成 年 月 日()

時 間：13：30～16：30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館（5階多目的ホール）

2 姫路自動車整備教育会館（2階）

(注) 希望される開催日を記載の上、該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先（勤務先）

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
2. 申請書は楷書で記入して下さい。
3. 受付は、13：00より始めます。
4. なるべく公共交通機関をご利用ください。
5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書（運転免許証等）をご用意ください。
6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門
TEL：078-453-1103
FAX：078-431-8761

● 全国社会保険労務士会連合会

役員から、女性だから管理職には
登用できないと言われました
産休・育休を申し出たら、
退職してほしいと言われました
パートで正社員と同じ仕事を
しているのに待遇が違いすぎます

職場で困ったら、ひとりで悩まず、
社労士の仕事応援ダイヤルに
ご相談ください。

職場の悩みは、専門家に相談！

仕事応援ダイヤル

労働者・事業主のみなさまへ。

職場での男女差別やセクハラ、育児・介護休業、パートタイム
労働問題に、社労士が親身になってお答えします。

夜間・土曜日対応 相談無料 秘密厳守

「仕事応援ダイヤル」は厚生労働省からの委託事業です。

☎ 0120-07-4864

（携帯電話不通）

☎ 0570-07-4864

（携帯電話有料）

●受付時間：月～金 午後 5:00～午後8:00
土 午前10:00～午後6:00

●受付期間：平成24年3月31日まで

●メール相談：24時間相談受付

詳しい情報はWEBで [仕事応援ダイヤル](#) [検索](#)

夜間・土曜日でも相談できます。 職場で、こんな悩みや困りごとはありませんか？

男女の均等取扱いについて



事務職の求人に応募したら、
女性じゃなきゃダメと言われました。



採用面接で、体力のいる仕事だから
女性には無理と言われました。



会社の上司からセクハラを受けて
困っています。



女性社員から妊娠の報告があった。
何かあったら大変なので、
退職してもらいたいのですが、



女性社員は新製品の提案を
させてもらえません。
性差別ではないでしょうか？



妊婦健診のため定期的に
病院へ通いたいのですが、
上司が通院休暇を認めてくれません。

仕事と家庭の両立について



子どもが小さいので、
短時間勤務を申し出たら、
パートになるよう言われました。



親の介護のために休業を申し出たところ、
解雇すると言われました。



子どもが熱出したぐらいで
休んでもらっちゃ困ると言われました。



妻が専業主婦の従業員にも、
育児休業を認めなければ
いけませんか？



介護する人が自分以外にいても、
介護休業は取れますか。



1歳と3歳の子がいます。
妻一人じゃ大変なので、
残業を減らしてほしいのですが、

パートタイム労働者の待遇について



正社員と同じ仕事をしているのに、
パートにはボーナスが
出ないのでしょうか？



パートは社員食堂や休憩室を
使わせてもらえず、大変なのですが、



新しい職種にも挑戦してステップアップ
しようとしたら、転任は、
そこまでしないでいいと言われました。



長く勤務してもらったパートさん。
退職手当を出す必要はありますか？



パートで働いてきましたが、
同じ会社で正社員になることはできますか？



週3日のパートですが、
パートタイム労働法の対象となりますか？

● 全国社会保険労務士会連合会

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館
TEL.03-6225-4886 (代表) <http://www.shakaihokenroumushi.jp>

都道府県トラック協会
会 長 殿

(社) 全日本トラック協会
会 長 星野 良三

下請取引適正化推進月間について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

平素は、当協会の業務運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成23年10月3日付公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官より、11月を「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針及び講習会募集要領に基づき公正取引委員会、中小企業庁、経済産業局等において、下請取引適正化推進講習会等を実施するにあたり、広報等の協力依頼通知がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者に対し可能な限り多くのご出席をいただきますよう、広報誌等における周知のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成23年10月

公正取引委員会

中 小 企 業 庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地方経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地方経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

- (1) 1事業所当たりの申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。
- (2) 講習会の受講対象者は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。
- (3) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。
- (4) 講習会の参加費は無料とする。
- (5) 本年度の講習会開催地、開催日及び申込先は別紙のとおりである。
- (6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。
- (7) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。

(別紙)

平成23年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
滋賀県	11月30日(水) 13:30～16:30	大津市打出浜2-1 コラボしが21 3階 大会議室	100名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176 FAX 06 (6943) 7214 *当委員会のホームページから お申し込みください。 http://www.jftc.go.jp/
京都府	11月21日(月) 13:30～16:30	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館 2階 大ホール	200名	
大阪府	11月9日(水) 13:30～16:30	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所 地下1階 1号会議室	200名	
	11月16日(水) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウリーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
奈良県	11月1日(火) 13:30～16:30	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館 4階 大会議室	150名	

(中小企業庁主催)

大阪府	11月2日(水) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウリーナ大阪 4階 金剛の間	400名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 06 (6966) 6037 FAX 06 (6966) 6083 *当局のホームページから お申し込みください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
	11月28日(月) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウリーナ大阪 4階 金剛の間	400名	
兵庫県	11月8日(火) 13:30～16:30	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会館 神商ホール	250名	
和歌山県	11月11日(金) 13:30～16:30	和歌山市西汀丁36 知歌山商工会議所 4階 大ホール	150名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

「下請中小企業震災復興特別商談会」を東京で開催します

中小企業庁は、東日本大震災により影響を受けた中小企業の新規取引先の確保を支援するため「下請中小企業震災復興特別商談会」を開催します。

被災地域では、未だ震災の影響が大きく残る状況ではありますが、一方で復興し、被災前同様の操業を行っている企業も多くあります。

本事業の趣旨をご理解いただき、本商談会にご参加ください。

詳しくは、ホームページを確認いただくか、開催事務局までお問い合わせください。

○日時

平成 23 年 11 月 29 日（火）13：00～17：30

13：00～13：15	面談方法説明
13：15～16：10	予約面談（一回 15 分程度の個別面談（事前に商談スケジュール等を決定します。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。））
16：20～17：20	フリー面談（一回 10 分程度の個別面談（事前予約なし。受注企業か発注企業のブースを訪問しますので順次面談頂くことになります。）
17：20～17：30	名刺交換会

※当日のスケジュールは、変更になる場合があります。

○場所

東京都産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸 1-7-8）

○参加料

無料（交通費は、参加者様でご負担願います。）

○参加資格

工業製品の製造委託先等の新規開拓を希望する発注企業

※参加受注企業は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に事業所を有する中小企業を予定。

○申込方法

①インターネットでのお申し込み

専用ホームページにアクセスし、「申込みフォーム」よりお申込みください。

②メールでのお申し込み

申込書に必要事項をご記入の上、メールにファイルを添付して事務局までお申し込みください。

③ファックスでのお申し込み

申込書に必要事項をご記入の上、事務局まで送付してお申し込みください。

○専用ホームページ

インターネットでの申込や申込書（メール・ファックス用）のダウンロードができます。

<http://netans.jp/syoudankai-B2023/>

改善講習会

検索

○開催までの流れ（予定）

10 月 14 日 参加発注企業募集締切（予定 80 社）

（10 月 27 日 参加受注企業（予定 250 社）確定）

11 月 4 日頃 面談希望確認（参加受注企業一覧から面談希望先をお選び頂きます。）

11 月 16 日頃 予約面談スケジュール通知

○申込先・問い合わせ先

下請中小企業震災復興特別商談会開催事務局（株式会社帝国データバンク内 担当：高橋・平石）

電話：03-5775-3164 / FAX：03-5775-3168

メール：syoudankai@mail.tdb.co.jp

中小企業庁では下請取引適正化に向けた取組を実施しています ～各種講習会等にご参加ください～

企業の社会的責任として適正取引を実現し、ビジネスパートナーである下請事業者と良好な関係を築くためには、経営者や従業員が下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）違反を未然に防止することが重要です。

下記のとおり、下請代金法等の各種講習会等を実施しています。

○下請取引改善講習会（無料）

大企業及び中小企業の主に資材、購買、外注等の業務を担当、又は管理している方々を主対象とし、下請代金法や下請振興法の詳細解説の他、下請適正取引に関する情報を紹介します。

<http://zenkyo.or.jp/seminar/course.htm>

改善講習会

検索

○業種別 下請代金法・下請ガイドライン説明会（無料）

「下請代金支払遅延等防止法」の概要と違反事例、下請事業者と親事業者の理想的な取引などを例示した「下請ガイドライン」を業種毎の特性を考慮して解説する説明会を開催しています。

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/shitauke-guideline.htm>

下請ガイドライン説明会

検索

○下請取引適正化推進シンポジウム及びセミナー（無料）

下請代金法等に関する講演や親事業者の取組事例を紹介するシンポジウム及びセミナーを開催します。

<http://www.shitauke-tekiseika.jp/>

下請取引適正化 シンポジウム 2011

検索

○下請代金法トップセミナー（無料）

大企業及び中小企業の管理職クラス並びに業界団体の役員クラスを主対象とし、下請代金法や企業間取引紛争解決に精通した弁護士によるポイント解説を行います。

<http://www.shitauke-top.jp/>

下請代金法トップセミナー

検索

中小企業庁ホームページでも情報が確認できます
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm>

中小企業庁 講習会・セミナー

検索

下請代金法簡易試験問題を作成しました ～下請代金法の理解度チェックや企業内研修にご活用ください～

中小企業庁では、下請代金法の理解をより深めていただくために下請代金法の簡易試験問題（30問）を作成しました。

下請代金法の基本的な問題となっており、各問の解説もされています。

個人の理解度のチェックや企業内研修にご活用ください。

【例題】

親事業者は、顧客から前年比 5%の製品単価の引き下げ要請があった等の明確な理由があれば、下請事業者と協議することなく、一方的に部品単価を 5%引き下げてもよい。

（回答と解説は、簡易試験を受けて確認してください）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiken.htm>

中小企業庁 下請代金法簡易試験

検索

円高時における下請取引の適正化について

円高に伴い、製品の価格競争力が低下し、あるいは、売上・利益が減少する中で、輸出企業による一層のコスト削減の取組が想定されます。

1. 円高時における望ましい企業間取引

コスト削減に当たっては、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、“win-win”の取引関係の構築を目指すことが望めます。

下請取引におけるコスト削減に向けたベストプラクティス事例としては、以下のようなものが挙げられます。

(詳細は「下請適正取引の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集を参照)

親事業者と下請事業者が協議して取り組んだ事例

○調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親、下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減。成果は両者でシェアしている。(素形材・熱処理、自動車、産業機械・航空機等)



親事業者が取り組んだ事例

○原価低減は、品番毎にコスト削減のポテンシャルを評価して合理的な根拠に基づいて交渉し、一律の値下げは行わないよう購買関係者を指導している。(自動車)



下請事業者が取り組んだ事例

○下請ガイドライン、業界要望書、原材料価格推移表の3点セットを根拠に発注側を納得させるよう価格交渉をしている。(自動車)



2. 円高時に注意すべき下請代金法違反事例

下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）では、親事業者による優越的地位の濫用を防止し、下請事業者の利益を保護するため、親事業者の義務と禁止行為を定めています。

親事業者の義務

- ・ 注文書の交付義務
- ・ 書類作成・保存義務
- ・ 下請代金の支払期日を定める義務
- ・ 遅延利息支払義務

親事業者の禁止行為

「買いたたき」「下請代金の減額」「支払遅延」「受領拒否」「不当な給付内容の変更」等を禁止

下請事業者への一方的な下請単価の引き下げ、受領拒否等は同法違反となるおそれがあります。円高時に想定される違反事例として、以下のような例があげられます。

（例）円高が進む中で、国際的な価格競争力を維持するために、下請事業者が受注している部品について、従来の単価から一律一定率引き下げて、一方的に通常より著しく低い単価とされた。



「買いたたき」に該当します

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めること。

（例）円高の進行に伴い、親事業者と下請事業者の間で単価の引下げが合意されたが、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡って適用し、下請事業者に支払うべき代金が一方的に差し引かれた。

「下請代金の減額」に該当します

親事業者が発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すること。



（例）親事業者が外貨建て輸出した完成品の価格が、円ベースで目減りしたため、親事業者から支払われる下請代金の8割は納品から60日以内に支払われたが、残りの2割の支払いは為替相場が安定してからという条件になった。



「支払遅延」に該当します

親事業者が物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないこと。

事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
なお、提出方法につきましては、「感謝状」「表彰状」のいずれかを明記のうえ、所属支部にご提出ください。

記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）
② 履歴書（様式2）
③ その他参考となる資料
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。
3. 提出期限 平成24年1月20日（金）
4. 表彰の種類及び推薦資格
 - (1)「感謝状」
 - ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
 - ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
※年数及び年齢の計算起点は、平成24年5月1日とします。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - (2)「表彰状」
 - イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
 - ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。
 - 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。
② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - 運 転 者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。
② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - 本会または本会支部の職員
本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。
※年数及び年齢の計算起点は、平成24年3月1日とします。

兵ト協会長表彰
(様式 1)

功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名 ㊟

1. 事業所の住所 名 称 代 表 者 氏 名	
2. 被表彰候補者の 役 職 ・ 氏 名 生 年 月 日	
3. 推 せ ん 順 位	
4. 推 せ ん 理 由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
(様式 2)

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

(作成者氏名) _____ (連絡先) _____

※所属支部へご提出下さい。

平成23年11月1日

会員事業者の皆様へ

(社)兵庫県トラック協会
経 理 部

平成23年度下半期・中小企業信用保険法に基づく特例措置 (セーフティネット保証)の取扱いについて

(社)兵庫県トラック協会では、平成23年度においても会員事業者の経営の安定と円滑化を目的として、国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号)の認定を受けた融資等にかかる信用保証協会保証料及び融資利率の利子の一部を助成しておりますが、この度、セーフティネット保証5号の対象業種について、経済産業省及び中小企業庁より、東日本大震災や円高の影響を踏まえ、平成23年度上半期に引き続き、下半期についてもトラック運送事業を含む原則全業種(82業種)を対象業種に指定し、下記のとおり一部要件(円高の影響)を追加して実施する旨の告示がありましたのでお知らせいたします。

記

〈保証制度の概要〉

1 認定要件

特例措置を受けるには、トラック運送事業を営んでいるほかに、以下のいずれかの要件に該当し、かつ、事業所の所在地を管轄する市区町村長から認定を受けた中小企業者であること。

- (1) 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
- (2) 製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと。
- (3) 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。【追加要件】

※ 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※ 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

※ (3)の基準については、平成23年10月以降の認定申請から適用。

2 指定期間

平成23年10月1日から平成24年3月31日まで

(上記特例措置に加え、東日本大震災復興緊急保証も継続)

3 保証限度額

一般保証限度額に加え、保証限度額8千万円(無担保)、2億円(有担保)

4 信用保証料率

保証料率は概ね1%以内

(特例措置による保証料率は、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められております。)

上記のお問い合わせについては、各金融機関及び信用保証協会へお問い合わせ下さい。

平成23年度 自動車公害防止月間 「環境キャンペーン運動」を開催します

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、国、県、また各行政機関が自動車公害防止運動を展開しており、全日本トラック協会も11月をエコドライブ推進強化月間としています。

兵庫県トラック協会においても、トラック運送業界が積極的に環境対策に取り組んでいることを県下一般市民に知って頂くため、今年度も引き続き環境キャンペーン運動を実施致します。

また、トラック運送事業者がアイドリングストップ運動とエコドライブの推進を図り、地球温暖化防止に取り組んでいることを知って頂くとともに、市民の皆様にも車を運転されるときアイドリングストップとエコドライブに取り組んで頂くことを目的に、本部及び各支部が環境キャンペーン運動(11月)を県下各地で開催します。

1. 環境キャンペーン運動

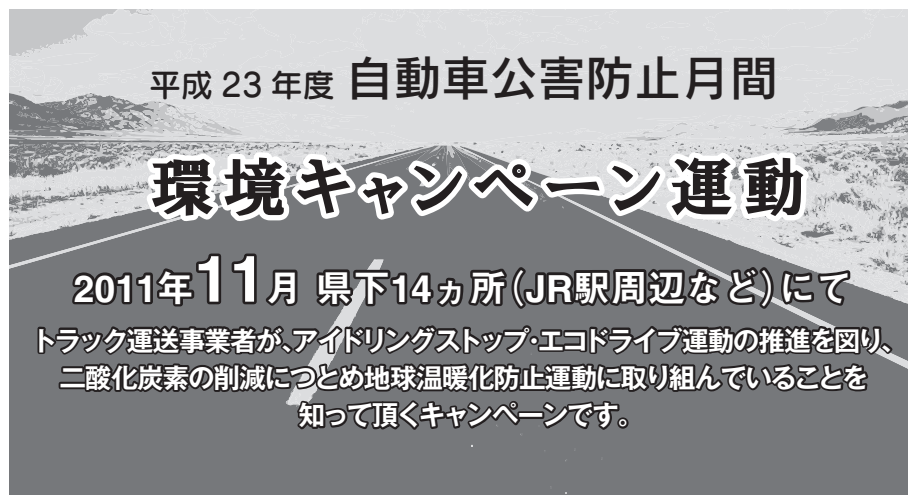
トラック運送事業者が、低公害車両(CNG車・ハイブリッド車・低燃費車)を導入し、二酸化窒素(NO_2)・浮遊粒子状物質(SPM)の低減に努めていること、また、アイドリングストップ・エコドライブ運動の推進を図り、二酸化炭素(CO_2)の削減に努め地球温暖化防止運動に取り組んでいることを広く知って頂くとともに、一般市民の皆様にもアイドリングストップ・エコドライブ運動に参加してもらうもの。

2. 開催日時と場所

- ・平成23年11月1日(火)～11月30日(水)
- ・兵庫県下14カ所

3. 配布物品

チラシ・エコ関連グッズ [エコバック他]



〈交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行〉

9月26日、神戸市中央区の生田神社において第11回兵庫県トラック協会交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を厳かに執り行いました。

秋晴れの中、本殿において正・副会長をはじめ各支部長、交通対策委員長など60名が出席し、交通安全祈願祭を行いました。福永会長、松原副会長、出雲副会長が協会を代表して玉串を奉奠、出席者全員が二礼二拍手一礼し交通安全を祈願しました。

続いて神社会館で交通事故犠牲者慰霊祭を行い、福永会長が祭文を奏上し、「交通安全、事故防止は兵庫県トラック協会として最重要課題であり『安心・安全な輸送サービス』『人命尊重』をテーマに全力で取り組んでおり、交通事故防止に向け最大限の努力を傾注する」ことを諸霊に誓いました。

福永会長、犠牲者遺族代表、各副会長、各支部長、交通対策委員長、出席者全員が玉串を奉奠し、あらためて犠牲になられた方々のご無念に思いを致すとともに諸霊の平安を祈念し斉了いたしました。



第16回全国トラック運送事業者大会に参加

10月6日、京都市の国立京都国際会館で、第16回全国トラック運送事業者大会が開催され、全国のトラック運送事業者約1600人が参加し、当協会からも福永会長を始め52人が出席しました。

分科会では第一分科会「防災及び災害時の対応について」、第二分科会「トラック運送事業を巡る諸課題への取り組みについて」2つのテーマでそれぞれ活発な議論がされました。

記念講演では、「東日本大地震からの復興に向けて」をテーマに東京大学公共政策大学院客員教授（元岩手県知事）の増田寛也氏が知事時代の経験を含め講演されました。

大会最後の全体会議は、各分科会での討議結果について報告されました。特に、第一分科会は福永会長が討議結果の報告をされました。その後、8項目の大会決議を満場一致で採択し、また東日本大震災復興に向けたガンバローコールを参加者全員で行い、業界一丸となって難局を突破していくことを誓いました。

大会決議

- 一 震災の早期復興と被災地のトラック事業の再建
- 一 経済危機の打開に向けた景気・経済対策の断行
- 一 事業経営の維持に係る適正運賃の収受と荷主企業との公正取引の推進
- 一 自動車関係諸税の軽減・簡素化と高速道路料金的大幅な引き下げ
- 一 交通安全・労災事故の撲滅と環境・地球温暖化対策の推進
- 一 関係法令の遵守徹底と輸送秩序の確立
- 一 事業後継者の育成と少子高齢化に係る労働力の確保の推進
- 一 規制緩和の再評価と必要な見直しの推進



2011年度トラックの日イベントが開催されました

10月9日(日)、神戸ハーバーランドでトラックの日イベントとしてトラッ君スタンプラリー、ブースなどを展開し業界のPRを実施しました。

雲一つない秋晴れの中、ラジオ放送、新聞広告等で募集した一般市民の方々 600 名が、来年の大河ドラマの主人公 平清盛ゆかりの史跡を巡るウォークラリーに参加し、楽しい1日を過ごしました。また、支部、天狼会によるチャリティーブースをはじめ、白バイとの記念撮影、県警音楽隊による演奏、大阪ガスによる CNG トラック展示などを通じ多くの方々へPRを行いました。

ゴール後のアトラクションではトラック輸送の重要性をPRし、当業界に対する理解を深めていただきました。

ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。ご苦勞様でした。



PR ブースの「チャリティーコーナー」での売り上げ合計 114,733 円を交通遺児の募金に寄付しましたのでご報告いたします。内訳は下記の通り

『フリーマーケット』	20,763 円
女性経営者部会『天狼会』	93,970 円

平成23年度 陸上貨物運送事業

年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、平成24年度を最終年度とする「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間 平成20年度～24年度)に基づき、5年間で労働災害による死亡者数を半減させ(平成24年には、年間98人以下とする。)、また、死傷者数を15%以上減少させる(平成24年には、年間1万1千人台前半以下とする。)、過重労働による健康障害を防止するなどの計画目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

陸上貨物運送事業における計画期間中の労働災害の発生状況をみると、死亡者数については、平成20年には148人と150人を下回り、平成21年には122人と過去最少となったものの、平成22年には154人と大幅増加し、再び150人を上回った。本年においては、9月7日現在の速報値(東日本大震災を直接の原因とする災害を除く。)では、対前年比29.6%の大幅減少となっている。

一方、死傷者数は、平成20年には14,691人であったものが、平成21年には12,794人と初めて1万3千人を下回ったものの、平成22年には13,040人と再び1万3千人を上回った。本年においても、7月末日現在の速報値(東日本大震災を直接の原因とする災害を除く。)では、対前年比2.1%の減少に留まっている。

また、近年の傾向として、死亡者数の約6割が交通労働災害によるものであり、死傷者数の約7割が荷役運搬作業によるものとなっている。

このような労働災害の発生状況を踏まえ、計画目標を達成するためには、死亡者数については、現在の減少率を維持するとともに、死傷者数については更なる減少を図っていくことが必要である。従来、陸運業界においては、年末・年始は、荷動きの増加、冬期における気象条件や交通事情等により特に作業環境が変化することに伴い、死亡・重大災害を含む労働災害が多発していることから、引き続き交通労働災害防止対策を着実に推進するとともに、特に、死傷者数の約7割を占める荷役運搬作業における労働災害の防止に向けて、厚生労働省通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」(平成23年6月2日基発0602第13号。以下「厚生労働省荷役通達」という。)を踏まえ、総力を上げて取り組むことが重要である。

このような取組を推進するに当たっては、労働安全衛生法等の法令を遵守することはもとより、経営者と従業員が一致協力して企業・事業場における自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが必要不可欠である。その際、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの軽減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である、危険予知活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図っていくこととする。

また、陸運業における荷役運搬作業については、荷主先等で作業を行う場合が多く、また、荷主、配送業者、元請業者等(以下「荷主等」という。)が提供する荷の積卸し現場の作業環境や荷主等が示す発注条件の影響を受けやすいことから、荷主等及び荷主関係団体とも密接な連携協力を図り、労働災害防止対策を推進していくことが必要である。

以上を踏まえ、

「転ばぬ先の杖 リスクアセスメントで災害防止」

をスローガンに、この12月1日から来年1月31日までの2か月間を平成23年度年末・年始労働災害防止強調期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

平成23年12月1日(木)から平成24年1月31日(火)まで

3 スローガン

転ばぬ先の杖 リスクアセスメントで災害防止
(平成23年度安全衛生標語 荷役部門入選作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 主唱者の実施事項

(1) 本部の実施事項

- イ 支部が行う交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等について、支援・協力を行う。
特に、死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部等に対しては、本部・支部一体となった効果的な取組が行えるよう、必要な支援・指導を行う。
- ロ 10月に変更された「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知徹底に努める。
- ハ リスク低減の取組を推進するため、危険予知活動(KY活動)、リスクアセスメントの手法、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(リクムス)等の周知・普及に努める。
- ニ 厚生労働省荷役通達の周知徹底を図る。
- ホ 「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」の周知・徹底、「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)の周知・普及に努める。
- ヘ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知・普及に努める。
- ト 都道府県労働局、社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- チ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- リ 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

(2) 支部の実施事項

- 都道府県労働局・労働基準監督署、社団法人都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等の支援・協力を得て、次の取組を行う。
- イ 交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等により、以下の事項を推進する。
 - (イ) 支部役職員、陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導を実施するに当たっては、「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)を活用した効果的な取組を進める。
 - (ロ) 陸運災防指導員会議等において、死亡災害要因分析シート、交通労働災害防止の

ためのリスクアセスメントチェックシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート等を活用した効果的な取組を進める。

- (イ) 10月に変更された「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知に努める。
- (ニ) 荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、厚生労働省荷役通達で示された、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の周知・普及に努めるとともに、関係行政機関の協力も得ながら、荷主や配送先に対し協力要請を行う。
- (ホ) 「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」の周知、「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)の活用による作業開始前点検の徹底に努める。
- (ヘ) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。また、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知に努める。
- (ト) 先取り型の安全衛生対策として、「リスクアセスメントイラストシート」(図書)等を活用したリスクアセスメントの手法の周知・普及、「こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム」(図書)等を活用した労働安全衛生マネジメントシステムの周知・普及を図る。
- ロ 広報誌、ホームページ等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

8 会員事業場の実施事項

- イ 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)により職場の安全衛生点検を行う。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ニ 荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

参考リーフレット等

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(平成20年度～24年度)
- 陸運業の労働災害を防止しましょう
～新しい「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」～
- 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について
(平成23年6月2日基発0602第13号厚生労働省労働基準局長通達のあらまし)
- 安全作業連絡書の活用を!
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～

「転ばぬ先の杖 リスクアセスメントで災害防止」というスローガンによる安全ポスター(No.61)を新たに作成し、1部200円(送料別)で頒布する予定です。詳しくは、当協会のホームページを御覧ください。

別添

職場の安全衛生自主点検表

平成20年 9 月改正

事業場名				従業員数	人
点検年月日	平成	年	月	日	点検者氏名
					印

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない
4. 安全衛生管理体制		
（1）総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上）	☐ している	☐ していない
（2）安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者）	☐ している	☐ していない
（3）衛生管理者の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない
（4）産業医の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない
（5）安全衛生管理規程の作成	☐ している	☐ していない
（事業規模50人未満）		
（1）安全衛生推進者の選任（労働者10人以上50人未満の事業場）	☐ している	☐ していない
（2）安全衛生管理規程の作成	☐ している	☐ していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない
6. 安全衛生委員会：（事業規模50人未満）安全衛生について労使で話し合う場の設置状況		
（1）設置しているか	☐ している	☐ していない
（2）開催状況（月1回以上）	☐ している	☐ していない
7. 安全衛生教育の実施状況		
（1）雇入れ時の教育	☐ している	☐ していない
（2）日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐ している	☐ していない
（3）作業内容変更時の教育	☐ している	☐ していない
（4）事故発生者に対する教育	☐ している	☐ していない
（5）運転適性診断	☐ している	☐ していない
（6）腰痛予防のための管理者教育	☐ している	☐ していない
（事業規模50人未満）		
（1）雇入れ時の教育	☐ している	☐ していない
（2）日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐ している	☐ していない
（3）作業内容変更時の教育	☐ している	☐ していない
（4）事故発生者に対する教育	☐ している	☐ していない
（5）運転適性診断	☐ している	☐ していない
（6）腰痛予防のための管理者教育	☐ している	☐ していない
（7）腰痛予防のための作業従事者教育	☐ している	☐ していない

8. 健康管理			
(1) 雇入れ時の健康診断	☐ している	☐ していない	
(2) 定期健康診断（年1回）	☐ している	☐ していない	
(3) 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	☐ している	☐ していない	
(4) 健康の保持増進対策（健康づくり）	☐ している	☐ していない	
(5) 快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	☐ している	☐ していない	
(6) 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	☐ 月45時間以内	☐ 月45時間超 ☐ 月45～80時間 ☐ 月80～100時間 ☐ 月100時間以上	
(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	☐ している	☐ していない	
9. 荷役運搬作業の安全対策			
(1) 作業計画の作成	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい） ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(6) 定期自主検査（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(7) 危険作業従事資格者の配置（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(8) 保護帽・安全靴の使用	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
10. 交通労働災害防止対策			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
ア 運行管理者の選任	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(2) 適正な労働時間			
ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出 （イ～カの改善基準告示等の遵守）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
イ 1か月の拘束時間（293時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ウ 1日の拘束時間（13時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
エ 休息期間（8時間以上）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
オ 1日の運転時間（9時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
カ 連続運転時間（4時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(3) 走行管理			
ア 走行計画の作成及び指示	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
イ 走行経路の決定	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
エ 点呼の実施			
①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が 13時間を超える場合の睡眠状況の確認	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等 による把握	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
カ 車両等の点検・整備	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
キ 異常気象時の措置	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ク 荷の適正な積載	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい）			
ア 交通安全情報マップの作成等	イ 標語募集		
ウ ポスター掲示	エ 表彰	オ その他	

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

◎ はい作業主任者技能講習会〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

- ※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。
高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成23年12月14日（水） 9時～17時（座学講習）
	2日目	平成23年12月15日（木） 9時～18時（座学講習、修了試験）
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 研修センター 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック会館 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 （内消費税5% 309円）	無料 （陸災防兵庫県支部負担）	6,500円 （内消費税5% 309円）
非会員	6,500円 （内消費税5% 309円）	1,500円 （内消費税5% 71円）	8,000円 （内消費税5% 380円）

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

- ※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

- （1） 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

- ※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

- ※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年11月7日(月)～平成23年12月6日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

5. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

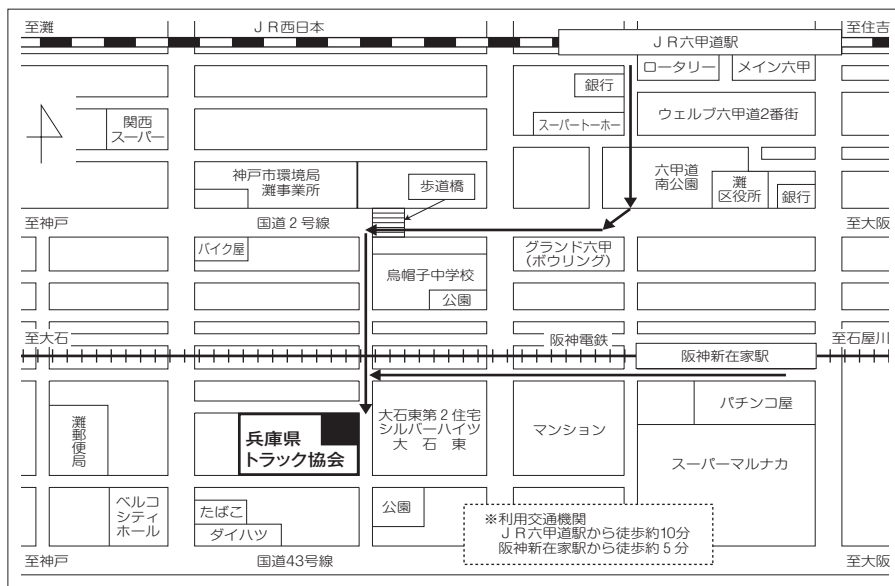
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場 (社) 兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別	修了証 番 号	※		
氏 名		男 ・ 女				
生 年 月 日	年 月 日生	交付年月日		※		
現 住 所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			本籍	都 道 府 県	
勤務先	所在地	〒 電話 F A X				
	名 称					

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

事 業 者 _____ ㊞

書替・再交付年月日 ※ 年 月 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

労働安全衛生法に係る技能講習実施計画表（平成23年度）

◆ フォークリフト運転技能講習（定員 50 人／回）

31 時間講習（4 日間）、11 時間講習（2 日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 4 回	H24 3 月	2 日（金）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	神戸市内 （予定）
		3 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		10 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		11 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		

◆ はい作業主任者技能講習（定員 100 人／回 2 日間）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 4 回	12 月	14 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	兵ト協 研修会館
		15 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		
第 5 回	H24 2 月	22 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	神戸市内 （予定）
		23 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		

※ 諸般の事情により、日程、開催地、定員等を変更する場合があります。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 23 年 9 月末現在）

（単位：円／リットル）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ンド	
	平 均	平 均	平 均	平 均	
新 日 本	97.60	98.73	112.20	104.65	兵ト協 調 べ
出 光	97.48	104.03	104.75	109.00	
J エ ナ ジ ー	95.67			124.00	
コ ス モ	96.76	100.30	118.50	107.50	
昭 和 シ ェ ル	97.75	96.75		102.00	
モ ー ビ ル	95.10		106.90		
エ ッ ソ	97.60	96.50	116.00	107.00	
ゼ ネ ラ ル	101.60				
そ の 他	98.72	101.13	104.74	108.47	
総 計	97.47	100.37	108.89	108.47	全ト協 調 べ
23 全国平均	102.10	調査なし	108.62	109.41	
8 近畿平均	101.19		110.19	110.16	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ンド
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成22年10月	87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月	88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月	89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年 1 月	93.61	93.25	101.48	100.38
平成23年 2 月	95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年 3 月	98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年 4 月	106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年 5 月	109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年 6 月	105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月	104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月	103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月	99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月	97.47	100.37	108.89	108.47
年 間 平 均	98.40	100.03	107.54	106.87

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.9.26	明石	一般	(有) 協 同 興 業	室 谷 徹 夫
9.28	丹有	一般	(株) 兵 庫 藤 原	村 上 和 郎
9.28	東部	一般	前 進 テ ッ ク (株)	前 田 大 輔
10.12	西神戸	一般	日 豊 運 輸 (株)	吉 田 彰
10.21	北播	一般	北 播 運 送 (株)	吉 田 昭

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
	44	代表者	関西エース物流(株) 伊 本 浩	三 原 武 士
23.9.29	187	譲渡譲受	堀 上 運 輸	(株)堀 上 運 輸
10.3	49	代表者	(有)村 上 運 輸 村 上 賢 一	村 上 一 幸
10.6	179	代表者	(有)辰 本 運 輸 辰 本 正 哉	辰 本 健 雄
10.12	西播	代表者	(株)イエローサービス 谷 口 隆 司	谷 口 龍太郎
10.17	83	代表者	日 通 兵 庫 運輸(株) 稲 垣 博	福 田 勝
10.18	96	代表者	日 通 神 戸 運輸(株) 福 田 勝	小 島 成 起
10.18	209	代表者	淡 路 通 運(株) 富 長 肇	富 長 輝

よろこび ご受賞おめでとうございます。

23.10.28	平成23年度 自動車関係功労者大臣表彰	奥 野 澄 雄 氏 (奥野運輸産業(株))
10.5	平成23年度 道路運送事業等運転者 永年勤続近畿運輸局長表彰	小早川 潤 吉 氏 (株関 西 流 通)
		倉 恒 治 正 氏 (津 門 (株))
		竹 元 帥 王 氏 (津 門 (株))

大臣表彰受賞者



奥 野 澄 雄 氏

局長表彰受賞者



二段目右 小早川 氏



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成23年9月28日現在)

H23・9・28

(株)田淵運輸

9,169 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○□ 座 番 号

01170-6-54803

○□ 座 名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係



協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
10・1	近畿府県不正軽油追放強調月間 燃料高騰経営危機突破決起大会	近 畿 府 県 マイドーム阪大	11・3	自由民主党総裁と兵庫県各種友好団体との要望懇談会	ANAクラウン プラザ神戸
2	全国フォークリフト運転競技大会	埼玉県トラック 総合教育センター	6	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港湾 教育訓練協会
3	軽油価格高騰により危機に瀕するトラック運送業界からの要望活動	大 阪 合 同 会 大 庁	7	近畿地区物流政策懇談会幹事会	大 ト 協
4	交通・観光カーボンオフセット支援システム説明会 東日本地域青年経営者研修会	難波御堂筋階 ホテルメトロ ポリタン仙台	8	兵ト協 正副会長会議	兵 ト 協
5	平成23年度道路運送事業等運転者永年勤続近畿運輸局長表彰 「トラックの森」記念植樹式 整備管理者選任後研修 取扱部会「正副部会長・監事合同会議」	運 輸 局 京 都 市 朝 来 市 「ジュビターホール」 華 神 戸 市 中 央 区	9	取扱部会「正副部会長・監事会議」 適正化指導員全国研修「特別研修」	兵 ト 協 クレフィール 湖
6	第16回全国トラック運送事業者大会 自動車関係団体連絡会	自 動 車 会 館	10	兵庫県高速道路交通安全協議会視察・研修会 神戸中央支部懇親会	高松、松山、高知 (～11日) 神 仙 閣
9	トラックの日行事スタンプラリー他	高 浜 岸 壁 (ハーバーランド)	11	ひょうご安全の日推進県民会議総会 グリーン経営講習会	ラッセホール 2 三 研 修 セ ン タ ー 宮
11	三木会 コンプライアンス小委員会	兵 ト 協 兵 ト 協	(社)滋賀県トラック協会 物流セミナー 宮城県トラック協会青年部会との交流会	長 磯 伊 賀 市 「大 観 楼」 仙 台 市	
12	ダンブ部会情報交換会	兵 ト 協	12	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港湾 教育訓練協会
14	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホール HALL 8 A	13	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港湾 教育訓練協会
16	大阪府トラック協会「トラックの日」	吹 田 市 万博記念公園	14	第37回環境問題対策委員会	全 ト 協
18	全ト協 労働委員会	全 ト 協	15	全ト協第2回重量部会ワーキンググループ 全ト協交通対策委員会 第41回物流セミナー	全 ト 協 全 ト 協 ANAクラウン プラザホテル神戸
19	はい作業主任者技能講習会 KTS 正副会長会議	兵 ト 協 琵琶湖 琵琶湖	16	正しい運転・明るい輸送運動	兵 ト 協
20	はい作業主任者技能講習会 全国道路利用者会議第61回全国大会及び道路視察 グリーン物流セミナー	兵 ト 協 島 根 県 民 館 大阪合同庁舎第1号館 第1別館	兵ト協 総務委員会 公益法人移行に向けたセミナー 新規事業者指導講習会 全ト協重量部会全国実務担当者研修会 公益法人移行検討委員会	兵 ト 協 兵 ト 協 近畿運輸局 東 京 都 立 産 業 貿 易 セ ン タ ー	
21	大気環境保全連絡協議会神戸支部合同研修会 兵庫支部・西神戸支部研修会	姫路ガスエネルギー館 付設研修センター エスタシオン ・デ・神戸	17	北海道トラック協会環境対策委員来訪	兵 ト 協
22	ドライバーコンテスト全国大会学科競技	安 全 運 転 中央研修所	18	5ブロック女性経営者協議会 西日本地域青年経営者研修会	兵 ト 協 ホテルオークラ 神戸
23	高圧ガス保安促進週間 ドライバーコンテスト全国大会実科競技	全 国 安 全 運 転 中央研修所	22	三木会 適正化啓発小委員会	兵 ト 協 兵 ト 協
24	ドライバーコンテスト全国大会表彰式 兵庫県交通安全対策委員会踏切対策部会	京 プ ラ ザ ひょうご 女性交流館	24	環境フォーラム(仮名) 整備管理者選任後研修	神 戸 海 洋 博 物 館 神 戸 市 「兵庫県農業会館」
25	近畿トラック協会 幹事会 平成23年度兵庫労働安全衛生大会 下請・荷主適正取引研修会 兵庫県高圧ガス大会	大 ト 協 神 戸 文 化 館 兵 ト 協 兵庫県会館	25	近畿運輸局長と自動車関係団体との懇談会	自 動 車 会 館
26	下請・荷主適正取引研修会 Smart City Week2011	西 研 修 セ ン タ ー バシフィコ横浜 アクセスホール	28	兵庫県交通共済協同組合創立四十周年記念懇談会	自 動 車 会 館
27	整備管理者選任後研修	神 戸 市 「兵庫県農業会館」	30	(社)和歌山県トラック協会物流セミナー	和 歌 山 市 民 文 化 会 館
28	自動車関係功労者大臣表彰式 大ト協 第29回物流セミナー	国 土 交 通 省 ホテルニューオータニ (大阪市中央区城見)	—12月の予定—		
—11月の予定—			12・1	年末の交通事故防止運動	ホ テ ル 北 野 プ ラ ザ 六 甲 荘
11・1	踏切事故防止キャンペーン 環境と物流を考えるフォーラム第2回実行委員会	姫路商工会議所 本 館 4 F	2	重量・鉄鋼部会「第5回研修会」	有 馬 カ ン ツ リ ー 倶 楽 部
2	フォークリフト運転技能講習 整備管理者選任後研修	兵 ト 協 姫 路 市 「勤労市民会館」	3	重量・鉄鋼部会「第6回親睦ゴルフ」	兵 ト 協
			7	ダンブ部会情報交換会	兵 ト 協
			8	冬季道運研懇親パーティー 全ト協 常任理事会	大 阪 市 内 定
			13	近畿地区物流政策懇談会	兵 ト 協
			14	はい作業主任者技能講習会	兵 ト 協
			15	はい作業主任者技能講習会	兵 ト 協